

新旧対照表

(赤字部分は変更部分)

「RICOH カンタンバーコード活用 for Cloud サービス約款 (年額版・月額版共通)」 「RICOH カンタンストレージ活用シリーズ サービス約款 (年額版・月額版共通)」  
 「RICOH カンタン施工管理 for ANDPAD サービス約款 (年額版・月額版共通)」 「RICOH カンタン名刺電子化アプリ for 連絡とれるくん サービス約款 (年額版・月額版共通)」

新	旧	備考
<p>第20条 (本約款の変更)</p> <p>1. 乙は、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。</p> <p>2. 前項の場合、乙は、<b>原則として、変更を行う日の45日以上前までに、本約款の変更内容および変更後の本約款の効力発生日を、</b>甲が本サービス利用時に閲覧するWebサイトへの掲載その他乙の定める方法により、甲に通知するものとします。</p> <p>3. <b>甲は、本約款の変更に同意しない場合、本サービスの利用を停止の上、第11条(年額サービスの解約手続)または第16条(月額サービスの解約手続)に定める方法で、本サービス契約を終了することができるものとします。なお、甲が本約款変更後に本サービスを利用した場合は、変更後の本約款に同意したものとみなし、乙は当該変更後の本約款に基づいて本サービスを提供します。</b></p>	<p>第20条 (本約款の変更)</p> <p>1. 乙は、理由の如何を問わず、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本約款によります。</p> <p>2. 前項の場合、乙は、変更後の本約款を、甲が本サービス利用時に閲覧するウェブサイトへの掲載その他乙の定める方法により、甲に通知するものとします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第37条 (利用状況に関する情報)</p> <p>乙および販売会社は、本サービスの提供の過程で取得した、利用状況、利用頻度、乙環境への負荷その他甲の本サービスの利用に関するログ等のデータ (保存データを除き、以下、「ログデータ」といいます。) について、以下の目的で使用または利用できます。</p> <p>(1) 本サービスの保守</p> <p>(2) 甲への案内・情報提供</p> <p>(3) 乙のサービス開発、品質もしくは機能の改善</p> <p>(4) 統計データの取得もしくはその公表</p>		<p>(新設)</p>